

麻しん風しんの予防接種がさらに変わりました！

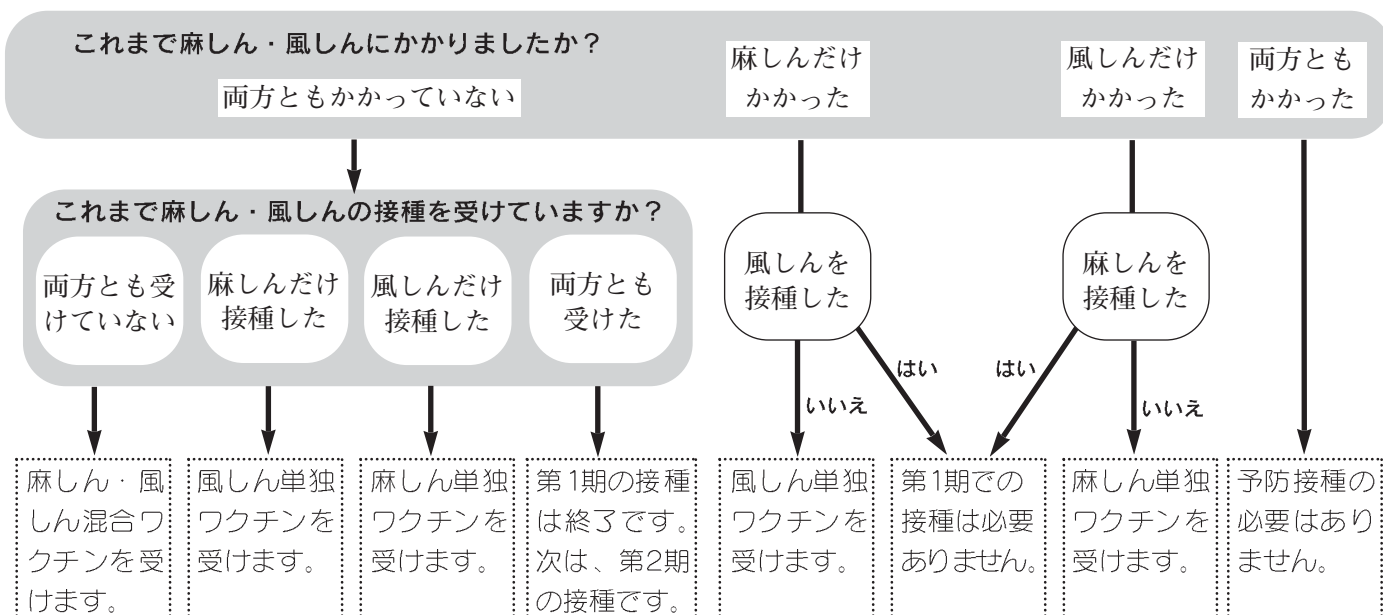
平成18年6月2日から、「麻しん」「風しん」の予防接種について、使用できるワクチンと対象者の変更がありました。下に示すチャートに従って確認してください。

予防接種法の改正に伴い平成18年4月1日より、「麻しん又は風しん単独ワクチン」から「麻しん風しん混合ワクチン」へ定期接種が変更となり、接種対象者と接種回数についても変更されました。(平成18年4月号の広報「つる」参照)

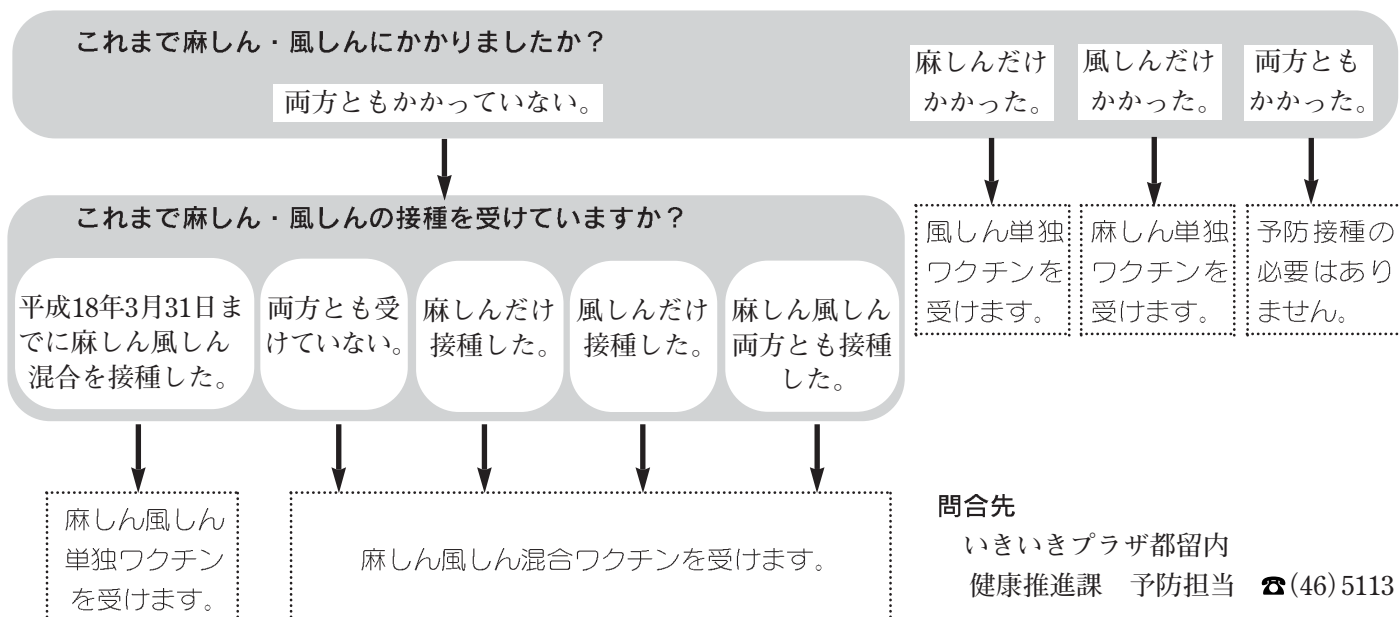
平成18年6月2日から、より高い予防の効果を得るために、**麻しん風しん混合ワクチンに加え、麻しん又は風しん単独ワクチンも定期接種できるようになりました。**このことにより、麻しん、風しんいずれか一方の接種をお済みの方(またはかかった方)は、他方の単独ワクチンも接種できることになりました。

※満2歳から第2期を除く90カ月までの方のうち、麻しん及び風しん予防接種を平成18年3月31日までに受けられなかった方で、保護者が予防接種を希望する場合(任意接種)は、平成19年3月31日まで接種料金(「麻しん」「風しん」のいずれか一方)を市が全額負担します。

第1期 満1歳～2歳未満(生後12カ月～24カ月未満)



第2期 満5歳～7歳未満(小学校就学前の1年間)



問合先
いきいきプラザ都留内
健康推進課 予防担当 ☎(46) 5113